

今村法律研究室長に就任して

法学部教授 家 永 登

2009（平成21）年7月1日付で本研究室長を拝命することになりました。

本学の偉大な先輩の名を冠する研究室の室長として何ほどのことができるか甚だ心許ないのですが、微力を尽くしたいと思います。室員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、今村力三郎先生は、専修大学出身の偉大な弁護士であるばかりでなく、敗戦後の困難に遭遇した専修大学を復興させ、今日の基礎を築かれた再興の祖でもある。

この時期の先生は、莫大な私財を本学に寄贈されただけでなく、総長として大学内に起居しながら専修大学の運営に尽力された。この間の経緯は専修大学今村法律研究室編『今村力三郎「法廷五十年」』（専修大学出版局，平成5年）に収められた鈴木義男氏「弁護士を名誉ある天職と考えておられた」ほかの記事に詳しい。

病軀をおして大学内で生活しながら本学の再建に尽力されたエピソードは、わが身を振り返るとき思わず襟を正させるものがある。

ところで、私は先生の亡くなられた昭和29年よりわずかに前の昭和25年の生まれであり、先生の訾咳に接したことはない。ただ、このたび室長に就任するに当たり、先生の業績に関連する書物などに目を通すうちに、先生との間にわずかな接点が存在することを発見した。

たとえばインターネット上で「今村力三郎」を検索してみると、戦前の大逆事件や冤罪事件で活躍した弁護士としての先生の業績に論及する書籍や論文などをたくさん発見できる。

主な書籍を拾うと、前述の『法廷五十年』の他に、潮見俊隆編著『日本の弁護士』（日本評論社，1972年）、小林俊三著『私の会った明治の名法曹物語』（日本評論社，1974年）、森長英三郎著『裁判 自由民権時代』（日本評論社，1979年）、森長英三郎著『足尾鉍毒事件（上・下）』（日本評論社，1982年）などがある。

論文でも、森長英三郎「幸徳事件をめぐる弁護人(1)～(3)」(法学セミナー，1957年

10月～12月号)などが、戦後の比較的早い時期に弁護士今村力三郎の業績にふれている。森長弁護士には、その後も『史談裁判(全4巻)』(日本評論社, 1966年～)があり、この本は戦前の主だった裁判を数多く取り上げているので、当然ながら今村先生の言動も描かれている。

これらを見ると、今村先生の業績を戦後もっとも頻繁に取り上げていたのは、筆者としては森長弁護士であり、出版社としては日本評論社ということができそうである。

実は、私は1974年に大学を卒業してから約10年間、日本評論社で編集者の仕事をし、その後に専修大学の大学院に進学した。編集者時代の最初の5年間は法学セミナー編集部にも所属したが、上記の単行本としてまとめられた森長氏の連載を掲載していたのが「法学セミナー」だった。

当時、日本評論社は新宿区須賀町にあったが、森長弁護士のお宅は会社から程近い大京町にあり、私も度々先生のお宅に原稿を頂戴にあがったことがあった。今回、この一文を書くにあたって、改めてこれらの書物に目を通すうちに、前記の森長英三郎著『足尾鉍毒事件(下)』の「あとがき」で、編集担当者であった私宛てに森長弁護士が謝辞を書いてくださっているのを発見した。

今村先生の業績が紹介された書物の中に自らの名前が登場するのを見ることは、私のささやかな喜びである。編集者当時の私には、よもや後に転職して専修大学に奉職することになり、今村先生の名を冠する研究室の室長を拝命することになるなど思いもよらないことであった。

森長著『足尾鉍毒事件(下)』の中にも先生の名はしばしば登場するが、印象的なのは川俣事件の大審院判決に対する先生の批判に言及した箇所である(同書317頁以下)。足尾鉍毒被害の窮状を請願した人々を官憲は凶徒聚衆罪を適用して起訴した。宮城控訴院における控訴審判決は同罪の適用を否定したが、大審院は控訴審判決を覆して被告人らを有罪としたのである。

明治の法曹人として先生は大審院判決というものに大いに敬意を払っておられた。しかし、「勝つべき裁判に勝つ」ことを使命とされた先生にとって、勝つべき被告人を敗訴させたこの時の大審院判決は承服しがたいものであったのだろう。

この大審院判決に対する先生の批判は厳しい。「終わってしまった裁判を批判し

ても、死児の齢を数えるようなものだ」と意見した知人に対して、先生は「お前は、藪医者の手にかかって子を殺された親の気持ちを理解しない」と切り替えしたという。

私は、今村先生の業績を紹介する書物の中で見出した、先生の弁護士としての信条に感銘を受けた。それは、「弁護士というものは引受けた事件は何でも勝たなければならぬと考えるのは邪道である。……勝つべきに勝つ、勝つべき事件に勝たないならばこれは弁護士として恥ずべきで（あるが）、しかしまた負けるべき事件は負けるのが当然だ、負けるべき事件に勝つということは弁護士としての恥である」（鈴木義男氏・前掲297頁）という言葉である。

特に後半の「負けるべきに負ける」という言葉が私は好きである。人生は裁判と違って必ずしも「勝ち負け」の世界ではない。しかし、この今村先生の言葉は含蓄があるように私は思う。

(2009年8月25日)